

# 定員に達しましたので、募集を締め切りました。

## 「フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育」のご案内

(一社) 鳥取県労働基準協会中部支部

高所からの墜落災害を防止するため、安全衛生法令が改正され、平成31年2月1日から施行されております。

今回の改正により、「高さ2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合にフルハーネス型墜落制止用器具を使用して作業を行なう労働者」に対して、労働安全衛生法第59条第3項（労働安全衛生規則第36条第41号）の規定により、事業者特別教育の実施が義務付けられました。

つきましては、この特別教育を下記により実施することと致しました。当該作業に従事している方又は従事することが予定されている方は、受講されますようご案内致します。

### 記

- 日時 令和3年7月26日(月) (学科) 8:30~14:00(受付8:15~)  
(実技) 14:10~15:40又は15:40~17:10
- 場所 鳥取県立倉吉体育文化会館(倉吉市山根529-2)
- 日程

#### [学科]

科目	時間	講師
①作業に関する知識	8:30~9:30	1級とび技能士 フルハーネス型墜落制止用器具 特別教育インストラクター 吉森英樹氏
②フルハーネス型墜落制止用器具に関する知識	9:30~11:30	
③労働災害の防止に関する知識	11:30~13:30	
④関係法令	13:30~14:00	

[実技] A班 14:10~15:40(1時間30分)、B班 15:40~17:10(1時間30分)  
受付順で1~20番はA班、21~40番はB班で受講いただきます。

- 受講料 鳥取県労働基準協会会員 1人 10,000円(含むテキスト代、消費税)  
非会員 1人 12,000円(含むテキスト代、消費税)

#### 5. 申込方法

- (1) 受講定員は、40名です。定員になり次第募集を締め切ります。
- (2) 令和3年7月19日(月)までに別紙「受講申込書」により、郵送又はFax(0858-22-9054)で当協会中部支部へ申込んで下さい。受講料は、申込み締切日までに、ご持参・現金書留・銀行振込によりお支払い願います。

#### ※振込先

口座番号	鳥取銀行倉吉支店(普)	0207231
名義人	(一社)鳥取県労働基準協会中部支部	